

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月23日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

霧島市消防団員等公務災害補償条例（平成17年霧島市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し及び同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の霧島市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた霧島市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病保障年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されること並びに非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由による他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乘じる調整率が改定されたことを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。